

議 事 日 程 （第2号）

平成21年 9月18日（金曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第2号 平成20年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 平成20年度東白川村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 平成20年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 平成20年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 平成20年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第8号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第63号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	安 江 利 英	2番	服 田 順 次
3番	今 井 保 都	4番	安 倍 徹
5番	安 江 浩	6番	安 江 祐 策
7番	熊 澤 光 介		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
総 務 課 長	楯 光 一	村 民 課 長	安 江 弘 企
産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸	教 育 課 長	安 江 宏
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 裕 尚	課 長 補 佐 兼 企 画 財 政 係 長	安 江 誠
税 務 係 長	今 井 義 尚	建 設 係 長	樋 口 章 久
農 務 係 長	今 井 英 樹	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 記 書	河 田 孝
---------------	-------

開議の宣告

○議長（安江 浩君）

本日の出席議員は7名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（安江 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 今井保都君、4番 安倍徹君を指名します。

認定第1号から認定第8号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（安江 浩君）

日程第2、認定第1号 平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第8号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を決算認定関連として一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。

午前 9 時37分 休憩

午後 1 時01分 再開

○議長（安江 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程中の認定第1号から認定第8号までの8件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（安江 浩君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

3番 今井保都君。

○ 3 番（今井保都君）

それでは、平成20年度一般会計並びに特別会計の決算認定に当たり、賛成の立場で御意見申し上げます。

日本経済は順調な景気を維持しておりましたが、世界同時不況により急激に悪化する事態となり、本村においても村民生活に与える影響は厳しいものがありました。そのような中で、「安心して暮らせる東白川」をスローガンにして、自分の地域は自分で守っていく体制づくりが少しずつではありますが村民の中に浸透しつつあります。

財政面では、財政健全化法による四つの指標と二つの基準で厳しくチェックされている中で、実質公債費比率は19.2%になっていることは、村長を初め職員のたゆまぬ努力によるものと存じます。

また、今後、大規模災害の支出に備えての基金の積み立てをされたことは、何よりも安心して暮らせることにつながると思われます。

また、国から景気対策を進めるため大規模な補正を行い、村へも多額の補助金が交付されました。繰越明許費で翌年度に繰り越されております。有効活用して村の発展につないでいただくことを期待しております。

少子・高齢化が加速する中で、村では要介護・要支援認定者が前年度と比較して減っていることは元気なお年寄りがふえているあかしで、これは行政の取り組みの結果だと存じます。

政権が交代して日本の政治も変わっていくと思います。地方の、特に中山間地域の声をよく受けとめていただきたいと存じます。

村も「立村120年」という節目を迎えました。今後も行政のための行政ではなく、村民のための行政をさらに期待申し上げて、賛成討論といたします。

○ 議長（安江 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、認定第1号 平成20年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの

8 件は、原案のとおり認定されました。

議案第63号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江 浩君）

日程第10、議案第63号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

4 番 安倍徹君。

○4 番（安倍 徹君）

議案第63号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成21年9月18日提出。提出者、安倍徹、賛成者、服田順次、賛成者、安江祐策。東白川村議会議長 安江浩様。

それでは、意見書の中身を朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎地域の振興については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定を含め4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、当村においても、簡易水道事業の実施を初め情報通信事業（CATV事業）の実施など生活環境の整備や産業の振興に一定の成果を上げたところである。

しかしながら、当村の人口に占める65歳以上の高齢者の割合である高齢化率は36%を超えており、加えて基幹産業である木材や緑茶の価格低迷により、今後、人口の減少による耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進行すると予想され、集落はもとより、自治体全体が消滅の危機に瀕する極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、豊かな自然や歴史、文化を有し、食料や水資源の供給はもとより、自然環境の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、いやしの場の提供など、多面的な機能を有し、国民生活や産業活動を支えるとともに、豊かな国土形成に寄与している。

国民の財産であるとの認識のもと、今後の国づくりを進めていく上では、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、そこで生活する住民にとって安心、安全に暮らせる地域として健全に維持していくことが重要であり、そのためには、引き続き過疎地域に対して、積極的な支援策を講ずることが不可欠である。

よって国におかれては、平成22年3月をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」にかわる、新たな過疎法を制定した上で、総合的な過疎対策を充実強化し、地域の振興を図るよう要望する。また、新たな過疎法においては、次の事項について特段の配慮を求める。

1．水源の涵養、二酸化炭素の吸収、自然災害の防止、安全安心な食料の供給など、過疎地域の多面的機能を評価し、その役割を明確に定義づけた新過疎法を制定すること。

2．新たな法律の制定に当たっては、過疎地域の疲弊した実態を踏まえ、「一部過疎」「みなし過疎」の継続を含め、現行の過疎地域を引き続き過疎地域の指定対象とすること。

３．過疎地域で安心して住み続けられることができるよう、産業の振興と生活交通、情報基盤、医療体制といった生活基盤の確保を図るための財源措置を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年９月18日、東白川村議会議長 安江浩。

意見書の提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あて。以上でございます。

○議長（安江 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案どおり可決されました。

閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江 浩君）

日程第11、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

○議会運営委員長（安倍 徹君）

閉会中における議会運営委員会の継続調査について申出書を読み上げさせていただきます。

閉会中の継続調査申出書

東白川村議会議長 安江浩様。議会運営委員会委員長 安倍徹。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記１．会期及び会期延長の取り扱いについて、２．会期中における会議日程について、３．議事日程について、４．一般質問の取り扱いについて、５．議長の諮問事項に関する調査について、６．

その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（安江 浩君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

○議長（安江 浩君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成21年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

午後1時19分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員